

平成21年5月14日

各 位

上場会社名	株式会社 森 組
代表者名	代表取締役社長 村上 和 朗
コード番号	1853 大証第2部
本社所在地	大阪市中央区道修町四丁目5番17号
問合せ先	責任者役職名 総務人事部統括部長 氏 名 上 山 悦 也 TEL 06-6201-2763

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第76回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (株券の発行)  <u>当会社の株式については、株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)      当会社の単元株式数は、1,000株とする。  <u>②当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>第7条 (単元株式数)      当会社の単元株式数は、1,000株とする。      (削除)</p>
<p>第9条 (単元未満株主についての権利)      当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。      (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利      (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利      (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条 (単元未満株主についての権利)      当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。      (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利      (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利      (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第10条 (株主名簿管理人)      当会社は、株主名簿管理人を置く。      ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  <u>③当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第9条 (株主名簿管理人)      当会社は、株主名簿管理人を置く。      ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。      (削除)</p>
<p>第11条 (株式取扱規則)      当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条 (株式取扱規則)      当会社の株式に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第12条 ～第38条 (略)</p>	<p>第11条 ～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則          第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に据え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u>          第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>          第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>